

廃 第 1 9 1 5 号
平成 3 1 年 2 月 1 9 日

一般社団法人
千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

- 1 (1) 被処分者
住 所 千葉県東金市薄島 3 1 番地 2
氏 名 有限会社 鈴木商店
代 表 者 代表取締役 鈴木 俊二
 - (2) 許可内容
許可の種類 産業廃棄物処分業
許可の番号 第 0 1 2 2 0 0 8 4 4 7 9 号
許可年月日 平成 2 6 年 1 0 月 6 日
事業の区分 切断による中間処理
 - (3) 処分年月日 平成 3 1 年 2 月 1 9 日
 - (4) 行政処分の内容 許可の取消し
 - (5) 行政処分の理由
有限会社鈴木商店は、平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日付けで千葉地方裁判所八日市場支部において、破産手続開始の決定を受けた。
この事実により、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する法第 1 4 条第 5 項第 2 号イ (法第 7 条第 5 項第 4 号イ) に該当した。
- 2 (1) 被処分者
住 所 千葉県市原市千種一丁目 8 番地 4
氏 名 株式会社 藤寺工業
代 表 者 代表取締役 藤田 義和
 - (2) 許可内容
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 0 0 1 7 6 2 1 0 号
許可年月日 平成 2 6 年 2 月 1 7 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
 - (3) 処分年月日 平成 3 1 年 2 月 1 9 日
 - (4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社藤寺工業の代表取締役である藤田義和は、千葉地方裁判所において、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）の規定に違反し、平成29年10月2日に懲役2年執行猶予4年の刑の言渡しを受け、同月17日に刑が確定した。

この事実により同人は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号ニ（法人でその役員のうち同号イに該当する者のあるもの）に該当した。

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL 043-223-2684

FAX 043-221-5789